

令和3年第5回

美里町農業委員会総会議事録

第5回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和3年4月26日(月) 午後1時30分から午後2時55分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール

3 出席委員(16名)

1番	佐々木 幸一郎	2番	福田 なほ子	3番	鈴木 幸博
4番	渡邊 雅光	5番	柴山 真二	6番	後藤 幸太郎
7番	小野 保裕	8番	我妻 卓美	9番	片倉 澄子
10番	遊佐 恭一	11番	澁谷 正行	12番	久道 雄悦
13番	尾形 司	14番	古内 世紀	15番	邊見 勝寿
16番	伊藤 恵子				

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 利用計画届出書について
3. 使用貸借権の合意解約による通知について
4. 利用権設定の合意解約による通知について
5. 非農地証明願について
6. 農作物栽培高度化施設に係る農地法第30条第1項の規定による利用状況調査等について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第4号議案 美里農業振興地域整備計画の変更について

6 その他連絡・報告事項

1. 令和3年4月事業報告について
2. 令和3年5月事業予定について
3. その他

7 農業委員会事務局職員(3名)

事務局長 菊地 和則
事務局次長 高橋 博喜
総務係長 澤村 拓也

8 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので、ただいまより、令和3年第5回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。本来なら今月総会も、美里町新型コロナウイルス感染症対策本部の方針どおり、3月総会と同様、事務局の朗読は省略したいところではございますが、今月から新体制の農業委員会であるため、新型コロナウイルス感染症対策本部の方針は堅持しつつ、総会時間については長時間とならないように、時間配分させていただきますので、よろしくご理解とご協力のほどお願いいたします。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、これより美里町第5回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は16名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。1番佐々木幸一郎委員、2番福田なほ子委員のお二人をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>1番目の農家相談日について、4月9日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告をお願いいたします。</p>
尾形 司委員	<p>それでは、ご報告いたします。令和3年4月9日、202会議室において、伊藤会長、柴山委員、そして私、尾形の3人で担当し、相談件数は2件でした。</p> <p>1件目の相談者は●●地区●●の●●●●さんという方でした。相談内容は、これまで自作でしたが今年で最後にし、来年から田んぼ1町1反ぐらいですが全部頼みたいとのことでした。対応としては、地域に精通している農業委員に話を通し、●●さんの近所で受けてくれる方を探してみますと答えました。</p> <p>2件目、●●市の●●●●さんという方で、相談事項は相続時精算課税制度を利用して相続した場合、町や集落、地域で何か決まりや制約はあるのかという相談でした。対応といたしましては、特にないと伝えました。ただし、利用権等の名義変更はしなければなりません、と伝えました。以上です。</p>
議長	<p>ご苦労さまでした。</p> <p>続きまして、報告事項2番、事業計画届出書について、事務局より報告願います。</p>

事務局 (報告事項2について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございます。
ただいま事務局から報告事項2番、事業計画届出書について報告がありましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようですので、続きまして報告事項3番、使用貸借権の合意解約について、報告事項4番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告、説明願います。

事務局 (報告事項3、報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございます。
ただいま事務局から報告事項3番、使用貸借権の合意解約について、報告事項4番、利用権設定の合意解約による通知について報告がありましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

渡邊雅光委員 4番渡邊です。
利用権設定の解約についてですが、農地中間管理事業に移行のためという解約事由があるのですが、8件も出てきているのは、何か理由があつてのことでしょうか。通常の場合なら、期間満了のときに移行するというのが正当だと思うのですが、解約してまで移行する理由が何かあるのか、その辺、分かる範囲で教えていただきたいということと、もう一つ、議案番号●●番と●●番について、これも期間満了前の解約ということなのですが、●●番、●●番については第2号議案の●●番、●●番の方にあるからいいのですが、これは地権者に耕作権を戻すだけで、誰も作らないというか、地権者が作るということで理解していいのか、その辺についての回答をお願いします。

事務局 4番渡邊雅光委員の質問にお答えします。まず、1つ目の農地中間管理事業への移行のための解約ですが件数が確かに多いのですが、今までは、●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●事業を実施していた案件だったのですが、●●●●●●●●●●事業が廃止になったことで、今、●●の方では農地中間管理事業への移行を進めています。ですので、当面、このような理由による解約が多く、今、農地中間管理事業の方に切替えを進めている最中ですので、このような件数になったということです。
2つ目の質問である2点の質問のうちの1点目、番号●●については、貸人の●●●●さんが、要は自作をするということになります。
2点の質問のうちの2点目、番号●●については、これについては、貸人の都合によるということ届出があつたもので、今後については特に記載されていませんので、こちらでは事情が分かりかねる内容でございます。以上です。

議長 4番渡邊雅光委員、よろしいでしょうか。

渡邊雅光委員 はい、ありがとうございます。

議長 そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようですので、続きまして報告事項5番、非農地証明願についてを事務局より報告願います。

また、4月13日に農地調査委員会によって現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果について御報告をいただきます。

はじめに、事務局より報告願います。

事務局 (報告事項5について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございます。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

佐々木幸一郎委員 それでは報告します。農地調査委員会は、大友重善委員と委員長である私、佐々木の2名が担当し、伊藤会長と邊見会長職務代理者、事務局から高橋次長の計5人により4月13日火曜日、現地調査を行いました。

現地調査の写真がございますので、あわせてご覧ください。

非農地証明願について2件、番号5については、現地は●●地区の●●●に位置しております。地目は田ですが、長年雑種地として使用されておりましたが、現在は太陽光発電設備が設置されており、農地への復元は困難な状態であることを確認いたしました。証明書の発行は妥当と判断いたします。

番号6については、●●地区の●●●に位置しており、昭和40年3月25日に住宅用地として転用許可を受けた土地であります。現在も許可時と同様の状態ですので、証明書の発行は妥当と判断いたします。以上であります。

議長 ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようですので、続きまして、報告事項6番、農作物栽培高度化施設に係る農地法第30条第1項の規定による利用状況調査等についてを事務局より報告願います。

また、4月20日に農地委員会において利用状況調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地委員会の遊佐委員長より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

議長 そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようですので、休憩いたします。(14:03分)

議長 再開します。(14:12分)

議長 続きまして、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございました。
事務局の説明が終了しましたので、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。
第1号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第1号議案は原案どおり許可といたします。

議長 続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございました。
事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について審議いたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。
第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 賛成全員と認めます。
第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について議題といたします。

また、4月13日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

初めに、事務局より説明願います。

事務局 (第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の環境委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

佐々木幸一郎委員 それでは報告いたします。現地調査の写真がございますので、あわせてご覧ください。

番号7につきましては、現地は●●●地区の●●●●に位置しており、太陽光発電設備の設置が転用目的となります。現地は大規模な一団の農地から離れた住宅地にあるため、それらの営農条件に影響を与えることなく、転用目的を達成できる適地であり、都市計画用途地域にあることから、農地区分は第3種農地と判断いたしました。特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。以上であります。

議長 ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。

第3号議案、農用法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

第3号議案、農用法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長 続きまして、第4号議案、美里農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

また、この場所は先月、3月12日に今回の農地調査委員会が既に現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

(第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報

告をお願いいたします。

佐々木幸一郎委員 それでは報告します。現地調査は先ほど議長からも説明がありましたとおり、3月12日に実施しております。

第3回総会において非農地である●●地区の●●及び●●●●について、非農地証明書を交付したことに伴う農用地区域からの除外でございます。現地調査は3月12日に実施済みでございますので、今回は割愛させていただきましたが、国営関連排水事業完了から8年以上経過していることなどにより、整備計画を変更することについては、特に問題はないと思われまます。以上でございます。

議長 ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、美里農業振興地域整備計画の変更について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

第4号議案、美里農業振興地域整備計画の変更について、原案どおり異議なしの意見を付し、美里町長に報告をいたします。

議長 以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第5回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和3年 月 日

会 長

署名委員 1 番

署名委員 2 番